

発福保第1334号
平成29年1月19日

鳥取市国民健康保険運営協議会
会長 岡崎 誠 様

鳥取市長 深澤 義彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなす制度として、地域における医療の確保と住民の健康増進に大きな役割を果たしてきました。

一方、年金生活者や無所得者が多くを占める国民健康保険は、制度が抱える構造的な要因により、財政基盤の脆弱性から、運営は厳しい状況におかれています。

これらの諸課題の解消のため、平成30年度には国保の財政基盤の強化と財政責任の都道府県化を含む抜本的な制度改革が予定されており、持続可能な医療保険制度への転換が進められています。

このような国保制度の大きな転換期において、「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」という目標を見失うことなく、本市が国保保険者としての責務を果たしていくために、制度改革を目前に控えた平成29年度の国民健康保険事業にあたり、その運営のあり方について貴協議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

1. 国の状況

国の平成29年度「税制改正の大綱」が閣議決定され、平成29年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は据え置きとなり、保険料の軽減制度は2割軽減及び5割軽減の所得判定基準が引き上げられました。

2. 本市の現状

本市の国保会計は、被保険者数の減少により保険料収入が減収となる見込みですが、他の財源の増収が見込まれますので、現行の保険料率を引き上げることなく、歳出に必要な歳入を確保することが可能な状況にあります。また、平成27年度、28年度に2年連続で保険料率を引き下げたことにより、収支の余剰が解消され、適正な保険料水準にあると考えられます。これらの状況を踏まえ、国民健康保険事業の運営に関し、以下のとおり諮問します。

3. 諮問事項

(1) 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

(案) 賦課限度額は現行どおり据え置きとする。

- ・医療分（基礎賦課額） 54万円
- ・後期高齢者支援分 19万円
- ・介護納付金分 16万円

(2) 国民健康保険料率について

(案) 保険料率は現行どおり据え置きとする。

	医療分（基礎賦課額）	後期高齢者支援分	介護納付金分
所得割	7.1%	2.6%	2.3%
資産割	16.0%	4.4%	4.8%
均等割	22,000円	8,400円	9,000円
平等割	23,000円	6,200円	6,000円